

株 主 各 位

和歌山市宇須4丁目4番6号

スガイ化学工業株式会社

代表取締役社長 **武 田 晴 夫**

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sugai-chem.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイト等に開示いたしました。

事業報告

自平成27年4月1日
至平成28年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善などにより緩やかな回復基調をたどりましたが、2016年の年初から中国経済の減速、原油価格低迷、米国金利政策の変化等世界経済に対する懸念が顕在化し、急激に株安・円高が進行し先行き不透明感も増しております。

このような状況の中で、国内売上高は、4,337百万円となり、前年同期（4,200百万円）に比べ136百万円（3.3%）の増収となりました。これは、機能性中間物は大幅に減少しましたが、農薬中間物が堅調に推移し、新製品の寄与により医薬中間物が大幅に増加したためです。

一方、輸出売上高は、1,362百万円となり、前年同期（2,178百万円）に比べ815百万円（37.4%）の大幅な減収となりました。これは、医薬中間物は大幅に増加しましたが、農薬中間物で米国向けがユーザーでの在庫調整により大幅に減少したためです。

この結果、総売上高は、5,700百万円となり、前年同期（6,379百万円）に比べ678百万円（10.6%）の減収となりました。輸出比率は23.9%（前年同期34.1%）となりました。

利益につきましては、採算の改善していたドル建て輸出売上の減少、円安に伴う輸入原料価格の高騰の影響、競争激化、米国向け農薬中間物の在庫調整での工場稼働率の低下等により、営業損失は119百万円（前年同期 営業利益10百万円）となりました。営業外損益では、為替差益14百万円等を計上しましたが、経常損失は109百万円（前年同期 経常利益37百万円）、当期純損失は124百万円（前年同期 当期純利益11百万円）と大幅な減益となりました。

そのため、当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の厳しい経営環境等を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

【部門別売上高の状況】

① 医薬中間物

国内は、新製品の抗ウイルス剤用及び喘息薬用が増加しました。輸出は、血圧降下剤用が増加しました。医薬中間物合計は1,856百万円となり、前年同期に比べ566百万円（43.9%）の大幅な増加となりました。

② 農薬中間物

国内は、新製品の動物薬用が増加しました。輸出は、米国向け除草剤用がユーザーの在庫調整により大幅に減少しました。農薬中間物合計は2,565百万円となり、前年同期に比べ1,109百万円（30.2%）の大幅な減少となりました。

③ 機能性中間物

国内向けが前年に大きく寄与した製品の落ち込みにより減少し、機能性中間物合計は748百万円となり、前年同期に比べ97百万円（11.5%）の減少となりました。

④ 界面活性剤

前年同期に比べ43百万円（11.0%）減少の347百万円となりました。

⑤ その他中間物ほか

前年同期に比べ微増の182百万円となりました。

2) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の状況は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	1,100百万円
差引額	900百万円

3) 設備投資の状況

当事業年度は総額334百万円の設備投資を行いました。その主なものは、医薬中間物及び農薬中間物製造設備の増強、研究設備の増強、生産性向上のための設備の改善、増設などであります。

当事業年度中に完成した主要設備

福井事業所	医薬中間物製造設備の増強
和歌山事業所	農薬中間物製造設備の増強

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期	第63期	第64期	第65期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	6,264	6,504	6,379	5,700
経 常 利 益 (百万円)	194	318	37	△109
当期純利益 (百万円)	156	251	11	△124
1株当たり当期純利益(円)	11.39	18.37	0.85	△9.10
総 資 産 (百万円)	10,458	10,349	10,666	9,946

5) 対処すべき課題

当社は、収益性の高い企業体質に転換し安定的な経営を目指すために、長年にわたり培った有機合成の技術力を生かし、医薬、農業、機能性の3分野を重点分野として更なる拡充に努めてまいります。このため、徹底的なコストダウンによって農業・医薬分野の競争力を強化し、電子材料やヘルスケア関連等の機能性分野の製品拡充に取り組んでおります。

また、大型製品への依存度を下げ、市場動向や顧客ニーズに機敏に対応した研究開発・生産技術を強化することによって工場稼働率の向上を図るとともに、急変するグローバル経済の中で製品供給の安定確保のため原料ソースの多元化を含めた購買機能の強化も当面の課題であります。

一方、年々内外ユーザーや社会から強化を求められている環境・健康・安全等に配慮した工場の設備対策、管理能力の向上に努め、循環型社会の形成に貢献できるように積極的に取り組んでまいります。

これらの課題に真摯に取り組み、早期の黒字化並びに復配を実現すべく全力を挙げる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

医薬、農業、機能性製品等の各種中間物及び界面活性剤の製造販売を主な内容とし、さらに、各事業に関連する研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 京 営 業 所	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪市中央区
和歌山事業所	和歌山県和歌山市
福 井 事 業 所	福井県福井市

② 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
189名	2名減	40歳2ヶ月	15年1ヶ月

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。

8) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400
株式会社紀陽銀行	681
株式会社商工組合中央金庫	290
株式会社池田泉州銀行	251
三菱UFJ信託銀行株式会社	176
株式会社みずほ銀行	161
日本生命保険相互会社	90
株式会社日本政策投資銀行	24

2. 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,730,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 1,870名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	680	5.0
株式会社紀陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	554	4.0
菅井 博	404	3.0
三木産業株式会社	357	2.6
日本生命保険相互会社	335	2.4
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	285	2.1
日本証券金融株式会社	261	1.9
株式会社キワ	250	1.8
菅井 久美子	228	1.7
萬野 博子	226	1.7

(注) 持株比率は自己株式(32,402株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武田 晴夫		
常務取締役	野間 修	営業本部長	
取締役相談役	永岡 雅次		
取 締 役	東田 恒幸	生産本部長	
取 締 役	山下 隆治	技術本部長	
常勤監査役	前島 芳弘		
監 査 役	谷口 昇二		谷口昇二法律事務所所長
監 査 役	山中 盛義		公認会計士・税理士 山中盛義事務所所長

- (注) 1. 監査役谷口昇二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役山中盛義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	5名	62百万円	
監査役	3名	17百万円	(内、社外監査役 2名 3百万円)
計	8名	80百万円	

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

3) 各社外役員の実主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	谷口 昇二	当事業年度取締役会8回開催のうち8回に出席しております。また、当事業年度監査役会6回開催のうち6回に出席し、主に弁護士としての見地から、随時適切な発言を行っております。
監査役	山中 盛義	当事業年度取締役会8回開催のうち8回に出席しております。また、当事業年度監査役会6回開催のうち6回に出席し、主に公認会計士としての見地から、随時適切な発言を行っております。

4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、業務の運営上迅速な意思決定及び経営判断が必要であり、社外取締役を置くことはそれらに支障が生じ得ることとなります。また、収益体質改善に向けた取組みを行う中、コスト等の面でも非効率となるため、社外取締役を置くことは今後の検討課題としておりました。

このような状況において、監査等委員会設置会社制度を創設する改正会社法が平成27年5月1日に施行され、当社として検討を重ねた結果、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとしました。本定時株主総会にご提案しております各議案を承認可決いただくことにより、監査等委員会設置会社への移行とあわせて、監査等委員である取締役として2名の社外取締役を置く体制といたしたいと存じます。

4. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2) 会計監査人の報酬等の総額

① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 23百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における業務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関し、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役は法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとる。
 - ②取締役に社外で実施されるコンプライアンスに関する各種セミナー等への出席を義務付ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - ②取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
 - ②全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を指名し、監査室と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
 - ③統括責任者は、上記レビュー結果を含め、リスク管理に関する事項を定期的にと取締役会、監査役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会は、取締役会規則により、取締役の業務執行状況を監督する。
 - ②取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を定期的に検証する。
 - ③常務会は、常務会規則により、取締役会の決定した基本方針に基づく会社の経営に関する重要事項について、審議決定する。常務会は原則として月2回開催する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業行動基準を定め、社員が法令及び社内規則を遵守し行動するための指針とする。
 - ②内部監査に係る規程を整備する。
 - ③監査室は監査役と連携し、各部署の活動状況の監査を実施し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、当該部門に勧告し取締役会に報告する。
- (6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (i)経営管理については、関係会社管理規程を作成し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の管理を行う。

- (ii) 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果について当社取締役会に報告をするとともに、子会社と定期的な情報交換を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社及び子会社のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社及び子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (ii) 子会社の所管部門は、子会社を含めたリスク管理を担当し、リスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を検討する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社の事業内容や規模に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 子会社に対し、その役員及び使用人が社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
- (ii) 子会社に対し、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役より補助すべき使用人を置くことを要求された場合には、監査室所属員に職務の補助を委任する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査室の人事・組織の変更については、予め監査役会の同意を必要とする。
- ② 職務の補助を委任された監査室所属員は、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役会に報告すべき事項を、監査役会と協議の上定め、報告する。
- ② 監査役が必要と判断した情報については、当社及び子会社の取締役並びに使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ④ 監査役は職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
- (10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ適宜意見交換会を開催する。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、上記に掲げた基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を四半期毎に取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

平成28年 3月31日現在

【単位：千円】

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,402,232	流 動 負 債	3,309,793
現金及び預	306,139	支 払 手 形	286,528
受 取 掛 手 金	31,937	買 掛 金	394,899
売 掛 金	2,059,513	短 期 借 入 金	1,500,000
商 品 及 び 製 品	2,631,915	1年内返済予定の長期借入金	663,520
仕 掛 品	106,171	リ ー ス 債 務	1,704
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	216,382	未 払 金	43,031
前 払 費 用	8,412	未 払 法 人 税 等	8,480
そ の 他	48,046	未 払 費 用	167,345
貸 倒 引 当 金	△6,286	預 り 金	32,863
		賞 与 引 当 金	62,199
		設 備 関 係 支 払 手 形	149,219
固 定 資 産	4,544,623	固 定 負 債	1,539,797
有 形 固 定 資 産	3,262,304	長 期 借 入 金	912,420
建 物	747,715	退 職 給 付 引 当 金	394,540
構 築 物	298,389	繰 延 税 金 負 債	168,619
機 械 装 置	779,533	長 期 リ ー ス 債 務	5,747
車 両 運 搬 具	3,046	長 期 未 払 金	57,470
工 具 器 具 備 品	81,665	そ の 他	1,000
土 地	1,328,624	負 債 合 計	4,849,590
リ ー ス 資 産	6,899	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	16,429	株 主 資 本	4,678,149
無 形 固 定 資 産	5,817	資 本 金	2,510,000
電 話 加 入 権	5,817	資 本 剰 余 金	2,016,543
投 資 そ の 他 の 資 産	1,276,500	資 本 準 備 金	2,016,543
投 資 有 価 証 券	1,181,590	利 益 剰 余 金	156,729
関 係 会 社 株 式	3,819	そ の 他 利 益 剰 余 金	156,729
出 資 金	2,405	圧 縮 記 帳 積 立 金	50,847
長 期 貸 付 金	9,051	繰 越 利 益 剰 余 金	105,882
破 産 更 生 債 権	14,977	自 己 株 式	△5,123
そ の 他	78,846	評 価 ・ 換 算 差 額 等	419,115
貸 倒 引 当 金	△14,190	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	419,115
資 産 合 計	9,946,855	純 資 産 合 計	5,097,264
		負 債 純 資 産 合 計	9,946,855

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

【単位：千円】

科 目	金 額
売 上 高	5,700,722
売 上 原 価	4,979,190
売 上 総 利 益	721,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	841,172
営 業 損 失 (△)	△119,639
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,583
為 替 差 益	14,936
そ の 他	24,824
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	25,873
そ の 他	25,891
経 常 損 失 (△)	△109,060
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9,921
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△118,982
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,371
法 人 税 等 調 整 額	△1,744
当 期 純 損 失 (△)	△124,609

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

【単位：千円】

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,510,000	2,016,543	2,016,543	50,875	271,558	322,433
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩				△1,190	1,190	-
税率変更による積立金の調整額				1,162	△1,162	-
剰余金の配当					△41,094	△41,094
当期純利益					△124,609	△124,609
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	△27	△165,675	△165,703
当期末残高	2,510,000	2,016,543	2,016,543	50,847	105,882	156,729

【単位：千円】

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△5,041	4,843,935	428,665	428,665	5,272,601
当期変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
税率変更による積立金の調整額		-			-
剰余金の配当		△41,094			△41,094
当期純利益		△124,609			△124,609
自己株式の取得	△82	△82			△82
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△9,549	△9,549	△9,549
当期変動額合計	△82	△165,786	△9,549	△9,549	△175,336
当期末残高	△5,123	4,678,149	419,115	419,115	5,097,264

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価のないもの

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を簡便法により計上しています。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しています。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しています。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	716,640千円
構築物	234,483千円
機械装置	767,493千円
工具器具備品等	80,663千円
土地	<u>1,033,302千円</u>
合計	2,832,582千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,575,940千円
短期借入金	<u>1,500,000千円</u>
合計	3,075,940千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,544,772千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,628千円
長期金銭債権	630千円
短期金銭債務	3,997千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	5,468千円
営業費用	40,541千円
営業取引以外の取引高	1,447千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数		
普通株式	13,730,000株	
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数		
普通株式	32,402株	
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項		
決議	平成27年6月23日	定時株主総会
株式の種類	普通株式	
配当金の総額	41,094千円	
1株当たりの配当額	3円	
基準日	平成27年3月31日	
効力発生日	平成27年6月24日	

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(繰延税金資産)	
たな卸資産評価損	249,332千円
投資有価証券評価損	130,940千円
貸倒引当金	6,251千円
減損損失	22,772千円
固定資産除却損	8,106千円
賞与引当金	19,089千円
退職給付引当金	120,177千円
繰越欠損金	67,459千円
その他	46,056千円
繰延税金資産小計	670,187千円
評価性引当額	△ 670,187千円
繰延税金資産合計	-千円
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	△ 22,283千円
その他有価証券評価差額金	△ 146,336千円
繰延税金負債合計	△ 168,619千円
繰延税金負債の純額	△ 168,619千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が8,849千円減少、法人税等調整額が1,162千円減少、その他有価証券評価差額金が7,686千円増加しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に銀行借入とすることを方針としています。デリバティブ取引については、原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的の取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては、当社の与信管理基準に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、当社は、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、当該リスクを管理しています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、取引実績は、常務会に報告しています。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。

【単位：千円】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	306,139	306,139	-
(2) 受取手形	31,937	31,937	-
(3) 売掛金	2,059,513	2,059,513	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,167,473	1,167,473	-
資産計	3,565,064	3,565,064	-
(1) 支払手形	286,528	286,528	-
(2) 買掛金	394,899	394,899	-
(3) 短期借入金	1,500,000	1,500,000	-
(4) 設備関係支払手形	149,219	149,219	-
(5) 長期借入金(*)	1,575,940	1,583,941	8,001
負債計	3,906,587	3,914,589	8,001

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金及び (4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理を採用しているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっています。

ただし、為替予約の振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該売掛金および借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額14,117千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額3,819千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	372円13銭
1株当たり当期純利益	△9円10銭

VIII. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 6 日

スガイ化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 日根野谷 正人 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スガイ化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

スガイ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 前 島 芳 弘 ㊞
社外監査役 谷 口 昇 二 ㊞
社外監査役 山 中 盛 義 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、本定時株主総会の承認可決を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第23条第1項のとおり新設するものであります。また、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第23条第2項のとおり新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 改正会社法により、経営の意思決定を迅速化するため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を変更案第24条のとおり新設するものであります。
- (4) 条文の新設、変更および削除に伴う条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役<u>3. 監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会、<u>監査役会</u></p> <p>(取締役および監査役の数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内、<u>監査役</u>は4名以内とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 取締役および<u>監査役</u>は、株主総会において選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後2年以内、<u>監査役</u>の任期は選任後4年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削 除)3. 会計監査人 <p>第4章 取締役および取締役会、<u>監査等委員会</u></p> <p>(取締役の数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内、<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員</u>とそれ以外の取締役とを区別して選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員</u>の任期は選任後2年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役員取締役) 第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(常勤監査役) 第21条 監査役会は、その決議によって<u>常勤の監査役</u>を選定する。</p> <p>(報酬等) 第22条 取締役および監査役の報酬は、株主総会で<u>これを区分して定める</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役員取締役) 第20条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第21条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から<u>常勤の監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>(取締役の責任免除) 第23条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会、監査役会)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>④ <u>監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会、監査等委員会)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員会に関する事項については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	たけだ はるお 武田 晴夫 (昭和22年5月17日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社経理部長 平成18年6月 当社管理本部長 平成19年6月 当社取締役管理本部長 平成22年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年6月 当社専務取締役管理本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）	56,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>武田晴夫氏は、昭和46年当社入社以来、営業部門、管理部門等の経験を経て平成27年6月に当社代表取締役に就任しております。各方面の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	のま おさむ 野間 修 (昭和29年5月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年7月 当社東京営業所長 平成19年10月 当社企画管理部長兼監査室長 平成21年3月 当社管理本部副本部長兼企画管理部長 平成21年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業所長 平成23年6月 当社取締役営業本部長兼東京営業所長 平成25年6月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社常務取締役営業本部長 平成27年4月 当社常務取締役営業本部長 兼大阪営業所長 平成27年6月 当社常務取締役 購買物流部担当 営業本部長兼大阪営業所長 (現在に至る)	26,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>野間修氏は、昭和52年当社入社以来、営業部門等の経験を経て平成23年6月に当社取締役に就任しております。営業部門の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	まえじま よしひろ 前島 芳弘 (昭和22年10月5日生)	昭和45年4月 当社入社 平成15年5月 当社生産部和歌山事業所長 平成16年6月 当社監査役(現在に至る)	28,000株
	監査等委員である取締役候補者とした理由等 前島芳弘氏は、昭和45年入社以来、主に生産関連業務に携わり、事業所長として現場の経験を経て、平成16年6月に当社常勤監査役として就任しております。当社における豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	たにくち しゅうじ 谷口 昇二 (昭和21年2月27日生)	昭和47年4月 弁護士開業(現在に至る) 平成14年6月 当社監査役(現在に至る)	1,020株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって14年であります。		
3	やまなか もりよし 山中 盛義 (昭和32年9月30日生)	平成元年2月 公認会計士登録 平成2年8月 監査法人朝日会計社 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 退社 平成19年6月 公認会計士 税理士 山中盛義事務所開設(現在に至る) 平成19年7月 平成22年6月 当社監査役(現在に至る)	8,000株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 公認会計士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年であります。		

- (注)
1. 谷口昇二氏及び山中盛義氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、谷口昇二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、山中盛義氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は、谷口昇二氏及び山中盛義氏が選任された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、両氏との間で法令に定める額を限度として、賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和63年6月29日開催の第37回定時株主総会において月額1千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

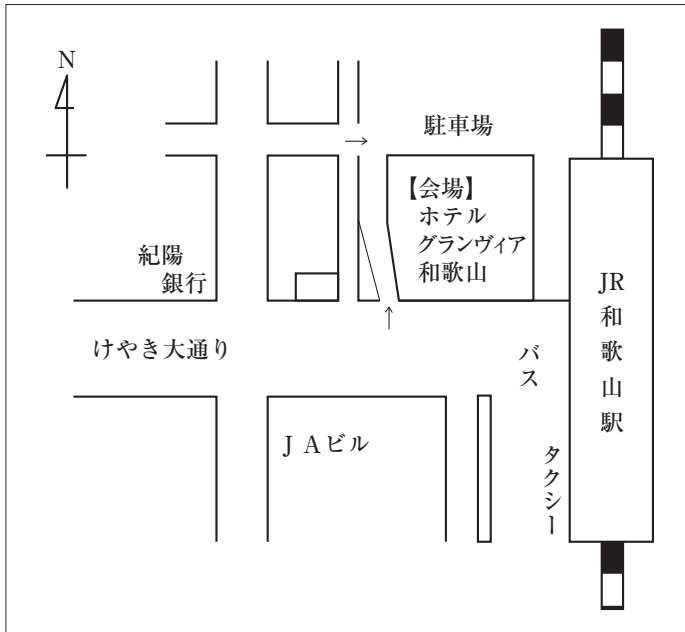
なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額24百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしします。

株主総会会場ご案内図

〔会場〕 和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階会議室
電話 (073) 425-3333



〔交通のご案内〕

- ・ JR和歌山駅中央出口より徒歩1分
- ・ お車でご来場の場合は、ホテルの駐車場をご利用ください。
会場の受付に駐車券を準備いたしております。